

# 日本ディサースリア臨床研究会 会則

(平成 18 年 6 月 1 日) (平成 20 年 4 月 5 日改正) (平成 22 年 4 月 5 日改正) (平成 22 年 12 月 6 日改正) (平成 23 年 7 月 9 日改正)

## 1. 名称

本会は日本ディサースリア臨床研究会 (Japan Clinical Society of Dysarthria Research) と称する。

## 2. 目的

ディサースリアの臨床にかかわる諸種の知識と技術の研究、資質の向上に努めることによって国内における本領域の発展に貢献することを目的とする。

## 3. 事務局

本会の事務局は、〒198-0004 東京都青梅市根ヶ布 1-642-1 多摩リハビリテーション学院内に置く。

## 4. 執行組織

本会の執行組織は、会長、副会長、事務局長、副事務局長、事務局部長、支部長、ホームページ運営委員長からなる。また支部単位で、会務を執行するために必要な役員を設けることができる。支部単位の会計は、各支部の独立採算とする。

本会の下部組織として、講習会の実施委員会を設置する。当委員会の運営は委員会単位で企画・実施することができ、また会計は独立採算とする。その他ディサースリアの発展に必要と承認された事業を達成するために委員会を設置することができる。

## 5. 活動体制

本会における活動は本部を中心とするが、各支部単位でも行うことができる。各支部における具体的な活動方針は、会長の承認を得た上で支部単位で決定することができる。

その他、ディサースリアの領域の発展に貢献することができる判断された調査、研究などの企画については、全支部が協力して実行する。その主な活動内容は日本ディサースリア学術集会の開催である。学術集会の会計は独立採算とするが、研究会本部会計と互助的関係性を有する。

## 6. 入会

研究会に入会するには、所定の入会申し込み書に記入の上、総務部長に申し出る。言語聴覚士の資格の有無にかかわらず、ディサースリアの臨床・研究・教育に何らかの形で携わっており、本協会の活動趣旨に賛同する者であれば、会長と総務部長の承認後に会員となることができる。学生の入会も認める。

## 7. 入会金および会費

正会員および学生会員は入会金 2000 円ならびに年会費を納入しなくてはならない。年会費は正会員 2000 円、学生会員 1000 円とする。一旦退会した者が再び入会するさ

いには、再び入会金を納入しなくてはならない。

その他、賛助会員の年会費は一口 10000 円、購読会員の年会費は 2000 円とする。賛助会員と購読会員は入会金を納入する必要はない。

## 8. 会員の資格喪失

会員が次の号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 死亡したとき
- 3) 2 年以上年会費を滞納したとき
- 4) 除名されたとき

## 9. 役員の任務

### 1) 会長・副会長

会長は本会を代表し、本会にかかわる諸会務の最終決定を行う。会長は事務局長、副事務局長、事務部長、支部長を任命することができる。

副会長は会長を補佐し、当研究会の諸会務を執行する。また会長が会務を執行することが困難となったときは、職務を代行する。

### 2) 事務局長、副事務局長

事務局長は、会長、副会長の承認のもとに諸会務を執行する。主に、全支部における会員の統括、会計管理、ホームページの管理・運営、役員会議の調整等を行う。

副事務局長は事務局長を補佐し、当研究会の諸会務を執行する。また事務局長が会務を執行することが困難となったときは、職務を代行する。

### 3) 支部長

支部長は当該支部の会計、企画、運営等の最高責任者である。

4) ホームページ運営委員長は、当研究会のホームページの運営責任者である。

## 10. 改正

本会則の変更は、執行組織が協議して行うことができる。

## 11. その他

1) 本会の会計年度は 4 月 1 日より次年度の 3 月 31 日までとする。

## 附則

1. 本会則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

## 附則

2. 本会則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

## 附則

3. 本会則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

## 附則

4. 本会則は、平成 23 年 7 月 11 日から施行する。